松本市議会

議長 村上 幸雄 様

松本市議会建設環境委員会 委員長 川久保 文良

建設環境委員会行政視察報告書

建設環境委員会行政視察を実施しましたので、その概要について報告します。

記

1 実施日

令和元年7月31日(水)~8月2日(金) 3日間

2 参加者

建設環境委員7人、関係理事者2人、事務局随行1人 計10人

- 3 視察先及び調査項目
 - (1) 埼玉県さいたま市 さいたま市自転車のまちづくり推進条例について
 - (2) 埼玉県川越市 ウェスタ川越における自然エネルギーの活用について
 - (3) 森ビル株式会社 (東京都港区) オンデマンド型シャトルサービス「HillsVia」について
 - (4) 静岡県静岡市 静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例について

4 概 要

(1) さいたま市

日 時 7月31日 (水) 午後1時30分~午後3時30分 対応者 議会事務局調査法制課 斉藤 課長 都市局都市計画部自転車まちづくり推進課 佐藤 課長 他関係職員

ア 事業の背景・概要・課題等

さいたま市は、地形が平坦で自転車が使いやすい環境であり、駅までの自転

車利用が非常に多く、世帯の自転車保有率は 14 大都市の中で最も多い 83.5% と最も高い割合になっている。このような現状の中で、さいたま市自転車のまちづくり推進条例において「自転車のまちづくり」とは、①自転車の安全な利用に関する意識の高揚②自転車通行空間の整備③自転車を利用したレクリエーション活動の充実に資するための基盤の整備(サイクリング環境の改善)④自転車の確保など、自転車を安全で快適に利用することにより、市民などが自主的かつ積極的に自転車を利用することが出来る地域社会を形成することをいい、目的・基本理念・責務や自転車の安全な利用など全 27 条の議員提出議案で制定された条例である。

イ 所感

さいたま市自転車のまちづくり推進条例は、議会の政策提言の機能強化を図る観点から議員個々の権能を結集し、会派等を超えて、より実効性の高い政策条例制定の実現に向けた検討を行うため、政策条例制定に関するプロジェクト会議を設置し、約1年をかけ検討され制定された。この間執行部からの意見聴取や小・中・高校生を対象にしたアンケート、関係機関との意見交換などが行われ、より実効性の高い条例となるよう何度も修正されるなど議会の政策提言に対する意欲の高さを感じた。本市においても、レンタサイクルに加えシェアサイクル事業も4月より開始されるなど自転車を利活用したまちづくりが推進される中で、特に保険の加入の推進、ヘルメット着用など自転車利活用の安全に対する市民意識向上の為にも条例の制定が必要であると考える。

(2) 川越市

日 時 8月1日(木) 午前9時30分~午前11時30分 対応者 高橋 環境部副部長兼環境政策課長、環境政策課 磯部 主査 文化スポーツ部文化芸術振興課 国仲 主事 ウェスタ川越 柏瀬 館長、田中 施設長

ア 事業の背景・概要・課題等

ウェスタ川越は、埼玉県及び川越市が共同し、地域の活性化や賑わいの創出を図る事を目的に、地域産業の振興に加え、市の文化芸術の振興や地域住民の活動・交流を促進するための複合施設として整備され、自然エネルギー設備では地中熱、太陽光、雨水などが利用されている。

イ 所感

地中熱利用では年間を通じて安定した温度(16℃)を保つ地中熱を利用し、全電力使用量の約1%を削減し夏季ピーク電力の約5%をカット、太陽光発電では屋上及び壁面に約300kWの太陽光発電パネルを設置し全電力使用量の約7%に相当し夏季ピーク電力の約12%カット、雨水利用は雨水などを建物地

下に貯留し、トイレの便器洗浄水に利用し、全使用水量の約 60%利用するなど環境に配慮した施設であった。本市でも今後庁舎建て替え、病院の移転改築などが計画されることから自然エネルギーの活用は必要であると考えるが、イニシャルコストやメンテナンス費用などのランニングコストもしっかりと検討した上で導入の可否を判断すべきと感じた。

(3) 森ビル株式会社

日 時 8月1日 (木) 午後2時30分~午後4時30分 対応者 営業本部オフィス事業部営業推進部企画グループ 竹田 課長 営業本部オフィス事業部営業推進部企画グループ イノベーティブビジネス担当チームリーダー 塩出 氏

ア 事業の背景・概要・課題等

森ビル株式会社で一年かけて実証実験が行われたオンデマンド型シャトルサービス「HillsVia」は、新しい都市交通インフラの提供、公共交通機関に縛られないシームレスな移動の実現、移動が体験になる新しいライフスタイルの提供を目的とし、都心におけるオンデマンド型シャトルサービスの有効性、働き方改革や交通費削減の効果、街の付加価値向上の可能性が検証された。

イ 所感

現在本市のみならず、交通において高齢化の進展による移動弱者の増加、高齢者の車による踏み間違えなどの事故が増加しており、公共交通などの移動手段の乏しい地方では病院やスーパーなどへのアクセスが難しくなることなどから免許証返納を躊躇する高齢者も少なくない。そうした中で、本市ではタウンスニーカーや西部コミュニティーバスなどが運営され利便性向上が図られているが、森ビスが実証実験を行った「VIA」社のオンデマンド交通マイクロトランジット、利用者の需要に応じて高頻度で運行ルート・時刻を更新して運行する乗り合いバスサービスなどを導入することでより一層の利便性向上につながるものと考えられる。

(4) 静岡市

日 時 8月3日(金) 午前10時~午前11時30分 対応者 議会事務局調査法制課 田中 主査 市民局生活安心安全課 宮城島 主査、佐久間 主任主事

ア 事業の背景・概要・課題等

2013 年の改正道路交通法施行により、道路交通の安全を確保するために自

転車に対する規制が強化されるなど、全国的に自転車の安全利用がもとめられている。静岡市では、静岡市交通安全計画に基づき様々な自転車交通安全施策を実施しているが、自転車に関連する事故が多く、交通事故総数における自転車事故発生割合に大きな変化は見られず、十分な成果があがっていなかった。そのような状況で議会では、「世界水準の自転車都市しずおか」を目指すにあたり現状を打破する必要があり、継続的かつ全市的に交通安全対策を進め安全安心な生活環境を実現するための条例を議員発議により制定しようという機運が高まった。

イ 所感

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例においても、さいたま市自転車のまちづくり推進条例同様に様々な関係機関との意見交換を行い条例案が検討されている。この条例は全15条からなり、保険の加入について後から制定された県の条例に合わせ義務化の改正が行われている。やはり、自転車の安全に関する条例は本市においても制定が必要であると考える。

- 5 各委員の報告書 別添のとおり
- 6 資 料 別添のとおり